

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第５２回）

日 時：令和５年４月２７日（木）

午後２時３０分～

場 所：議会棟 特別会議室

出席者：知事、副知事、教育長、警察本部長
各部局長等

次 第

１ 開 会

２ 議 題

- （１）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料１）
- （２）新型コロナウイルス感染症の５類感染症への位置付け変更後の対応について（資料２）
- （３）その他

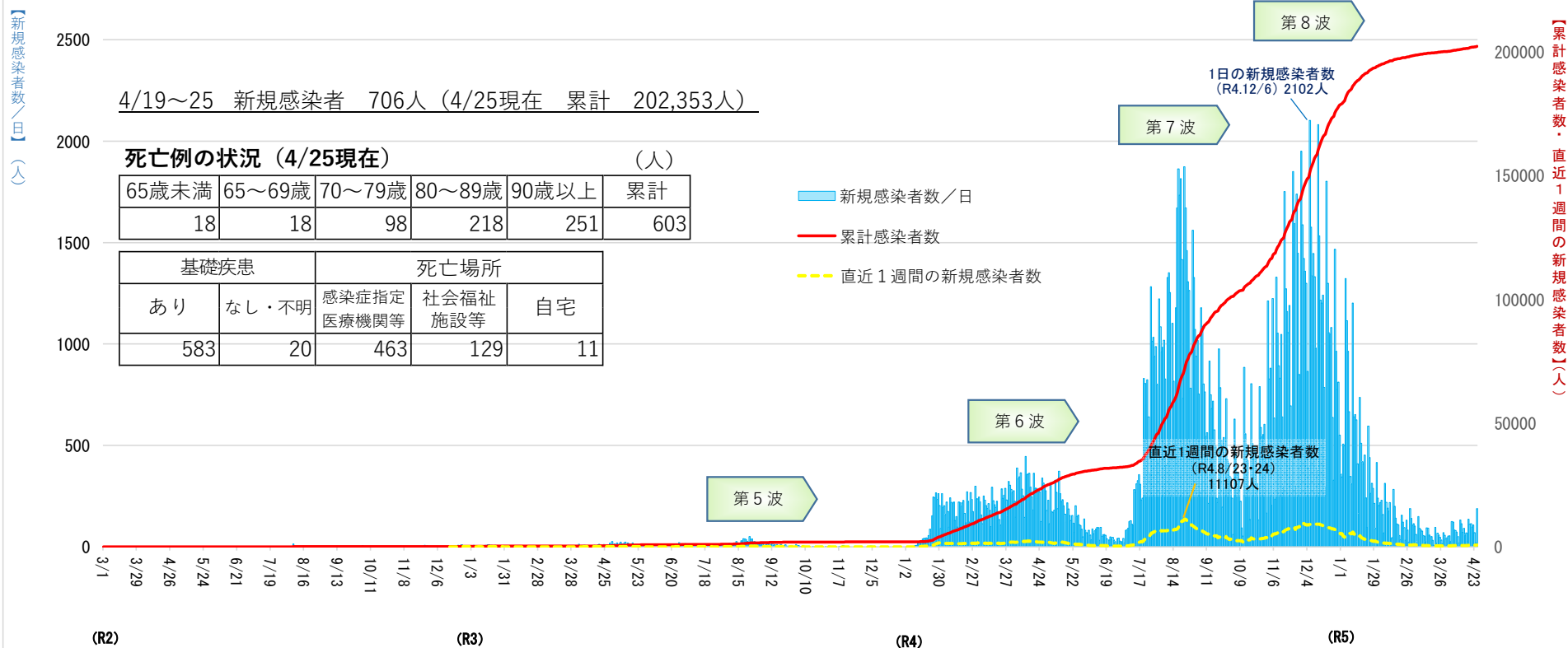
３ 知事指示

４ 閉 会

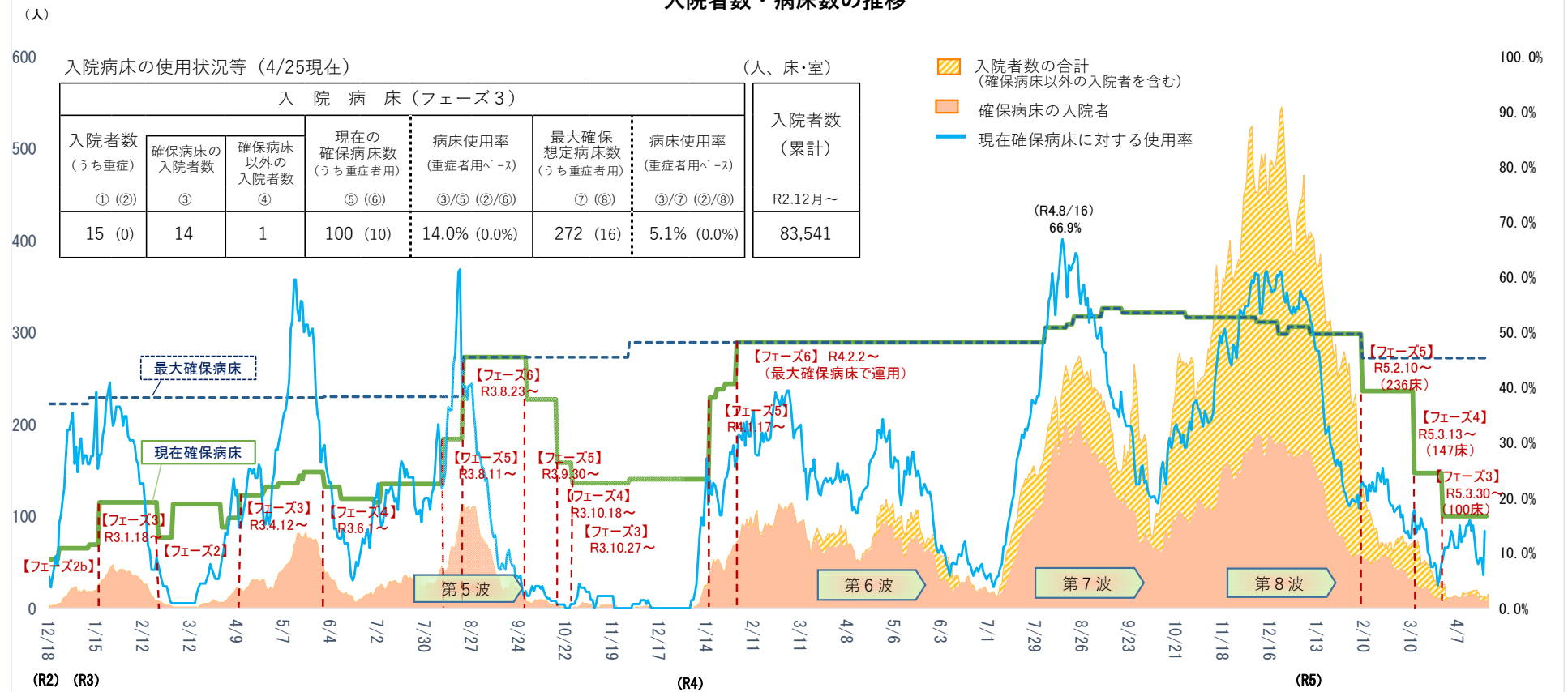
新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

令和5年4月27日
健康福祉部

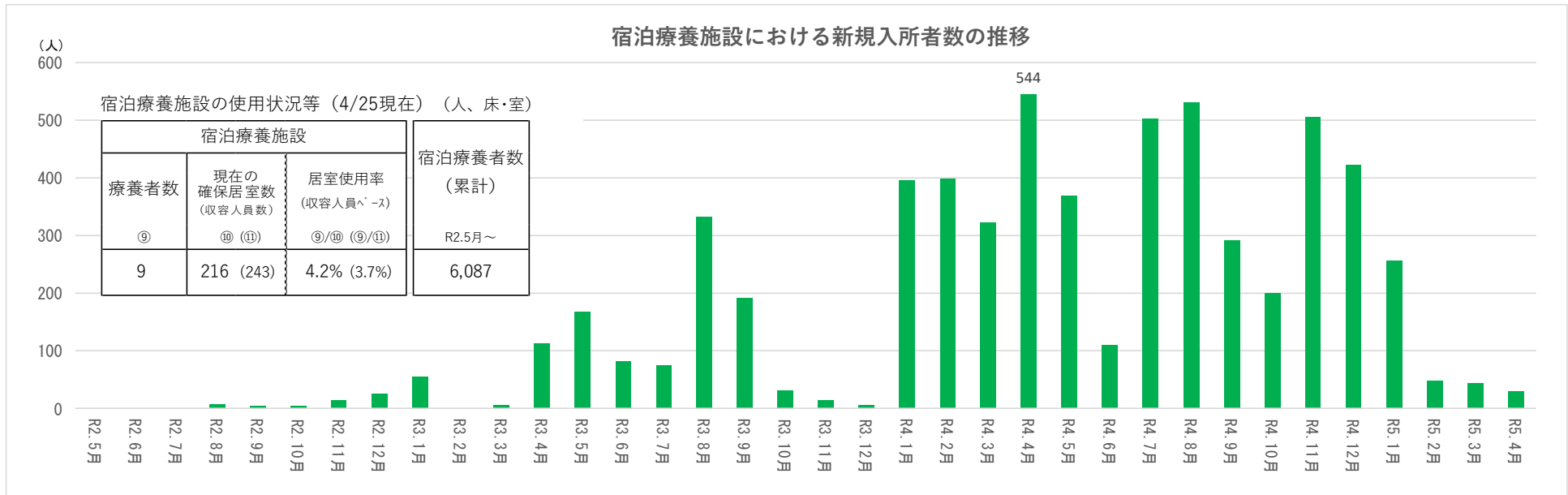
新規感染者数の推移（日別、直近1週間）



入院者数・病床数の推移



注) R4年1月1日以降の病床使用率の算定には、新型コロナ患者受入のための確保病床以外の病床の入院者は含まない。



新型コロナワクチンの接種状況

○全ワクチンの接種状況（首相官邸ウェブサイト：4月25日公表時点）

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
接種回数	864,181	855,244	766,850	596,250	288,345
対全人口接種率	87.58%	86.76%	80.18%	62.34%	30.15%
全国の接種率	81.14%	80.17%	68.66%	46.47%	24.26%

○オミクロン株対応ワクチン年代別接種率（首相官邸ウェブサイト：4月24日公表時点）

	全年代	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
秋田県	64.46%	46.67%	37.23%	40.36%	51.59%	66.76%	73.02%	79.87%
全国	49.24%	25.92%	23.49%	26.62%	34.83%	51.70%	63.50%	76.05%

○小児（5～11歳）用ワクチン接種状況（首相官邸ウェブサイト：4月24日公表時点）

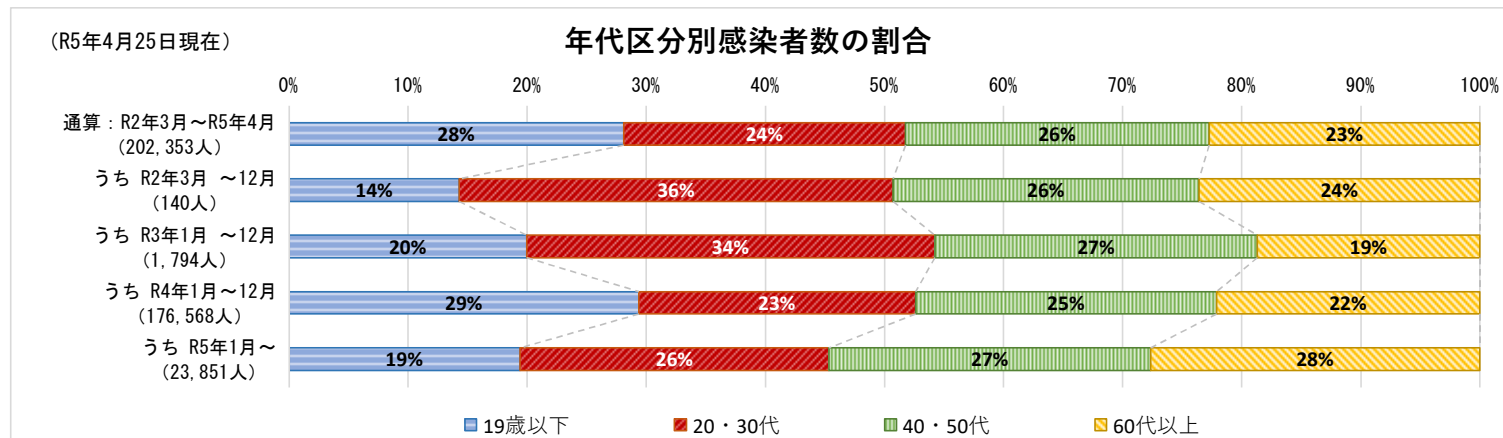
	1回目	2回目	3回目	4回目
接種回数	25,271	24,792	12,338	1,400
対5～11歳人口接種率	56.20%	55.14%	27.44%	3.11%
全国の接種率	24.10%	23.34%	9.53%	1.00%

年代別 累計感染者数（4/25現在）

（人）

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
28,662	28,220	19,901	27,966	30,781	20,846	18,269	12,598	15,110	202,353
(14%)	(14%)	(10%)	(14%)	(15%)	(10%)	(9%)	(6%)	(7%)	(100%)

注）9/27以降は医療機関診断分と検査キット配付・陽性者登録センター登録分の合計を集計



発生届が出された感染者数（9/27公表分以降・4/25現在）

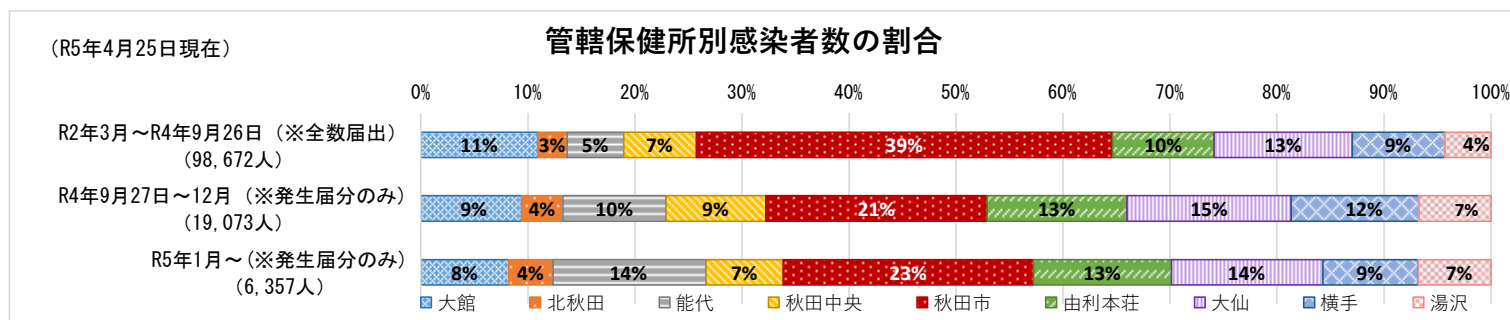
（人）

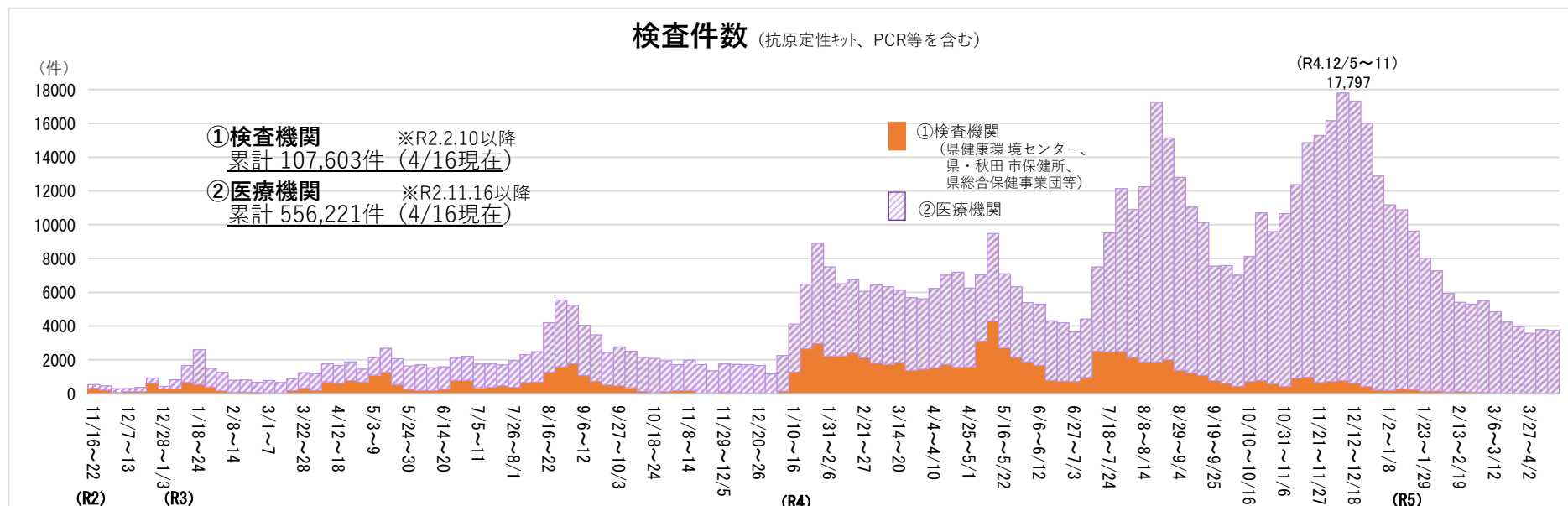
大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
2,318	999	2,744	2,237	5,434	3,313	3,825	2,843	1,717	25,430
(9%)	(4%)	(11%)	(9%)	(21%)	(13%)	(15%)	(11%)	(7%)	(100%)

【参考】管轄保健所別 累計感染者数（9/26公表分まで）

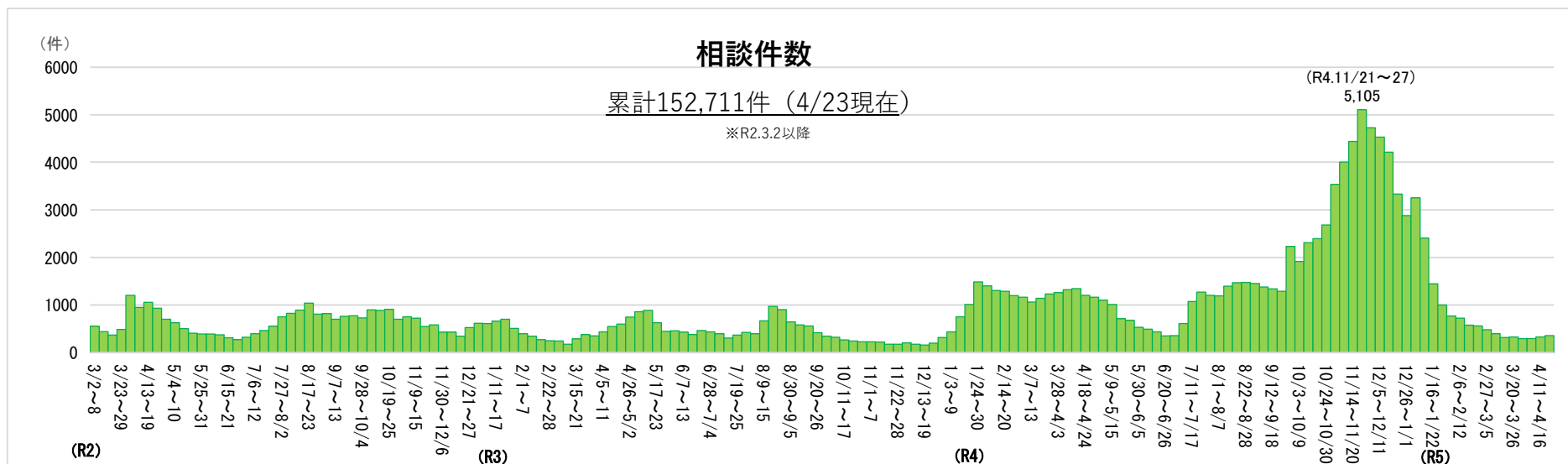
（人）

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
10,777	2,707	5,195	6,738	38,347	9,385	12,731	8,551	4,241	98,672
(11%)	(3%)	(5%)	(7%)	(39%)	(10%)	(13%)	(9%)	(4%)	(100%)





※医療機関における検査件数は、令和2年11月16日以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）等から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数（G-MIS集計分は4/16まで、県医師会集計分は4/10までの件数）を合計した数値



※令和4年9月25日までは「あきた新型コロナ受診相談センター」における相談件数、9月26日以降は「秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」の相談件数を計上

秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図

発熱患者等

事前の電話を徹底

かかりつけ医
(地域の診療所等)

総合案内窓口 (R4.9.26～)
(コールセンター) 20回線
※各種支援窓口の紹介等

発生届 (HER-SYS)

患者 (確定例)
疑似症 (入院)

保健所 (9保健所)

受入調整

県感染症特別対策室

- ・受入医療機関調整
- ・宿泊療養施設入所調整
- ・患者搬送調整
- ・専門領域の受入調整

積極的疫学調査に基づく検査
(診療・検査医療機関等で採取)

緊急・重症
濃厚接触者等

PCR等検査機関
(最大時2,645件/日)

クラスター発生時等

民間検査機関

・秋田県総合保健事業団等
280件/日

民間医療機関

1,875件/日
(PCR※、抗原定量)
※LAMP法等の核酸抽出検査を含む

行政機関

・県健康環境センター
150件/日
・秋田市保健所
140件/日

秋田大学

・PCR検査ラボ
200件/日

入院・宿泊療養施設

入院協力病院
(23病院 272床)

○県北 (5病院 61床)
○県央 (12病院 137床)
○県南 (6病院 74床)

・重症 16床
・中等症Ⅱ 133床
・軽症・中等症Ⅰ 123床

宿泊療養施設
(3施設 216室)

無症状者・軽症者のみ受入可
○県央 (1施設 105室112人)
○県北 (1施設 20室 30人)
○県南 (1施設 91室101人)

診療

検査

※診療・検査医療機関、高齢者・障害者施設等で使用する抗原定性検査キットも含め、最大時30,007件/日

令和5年4月25日現在

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更後の対応について

令和5年4月27日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 5月8日以降の医療体制等について

(1) 患者等への対応の変更のポイント

○総合案内窓口を継続

- ・発熱時の受診相談や、陽性判明後の体調急変時の相談等に対応

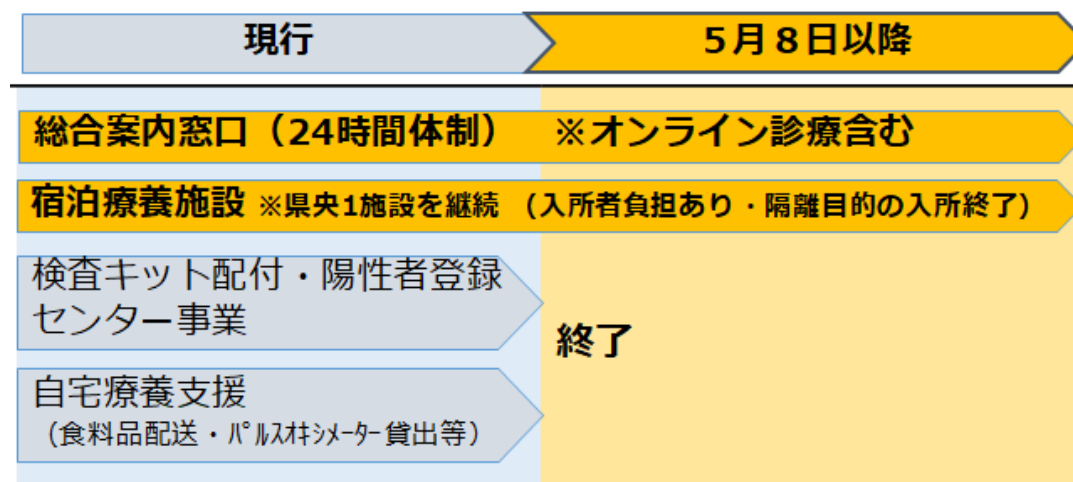
○宿泊療養施設（県央1施設）を継続

- ・9月末までに終了予定
- ・入所に際して食事代等の自己負担あり

【療養対象者】

自宅での療養が難しく、医師が必要と認めた65歳以上の高齢者

○検査キットの配付や陽性者登録センター、食料品等の配送・パルスオキシメーターの貸出等の自宅療養支援は終了



(2) 9月末までの県が目指す医療体制

- ①幅広い医療機関において、新型コロナの症状があることを理由に外来、入院を断ることなく対応する。
- ②医療機関は、地域の中での医療機能を分担し、症状（重症度別等）に応じた患者受入、受診先の紹介や転院調整を行う。
- ③高齢者施設等は、医療機関と連携し、医療機関が入院調整する。

(3) 外来医療体制

発熱症状等のある患者が幅広い医療機関で受診できる体制

- 関係団体と連携し、現在の診療・検査医療機関のほか、それ以外の医療機関（内科、小児科、耳鼻咽喉科）へ協力依頼
※診療・検査医療機関数：327 か所（4月25日現在）

○「外来対応医療機関*」を公表

指定した医療機関名等は「秋田県新型コロナウイルス感染症保健医療情報ポータルサイト」で公表

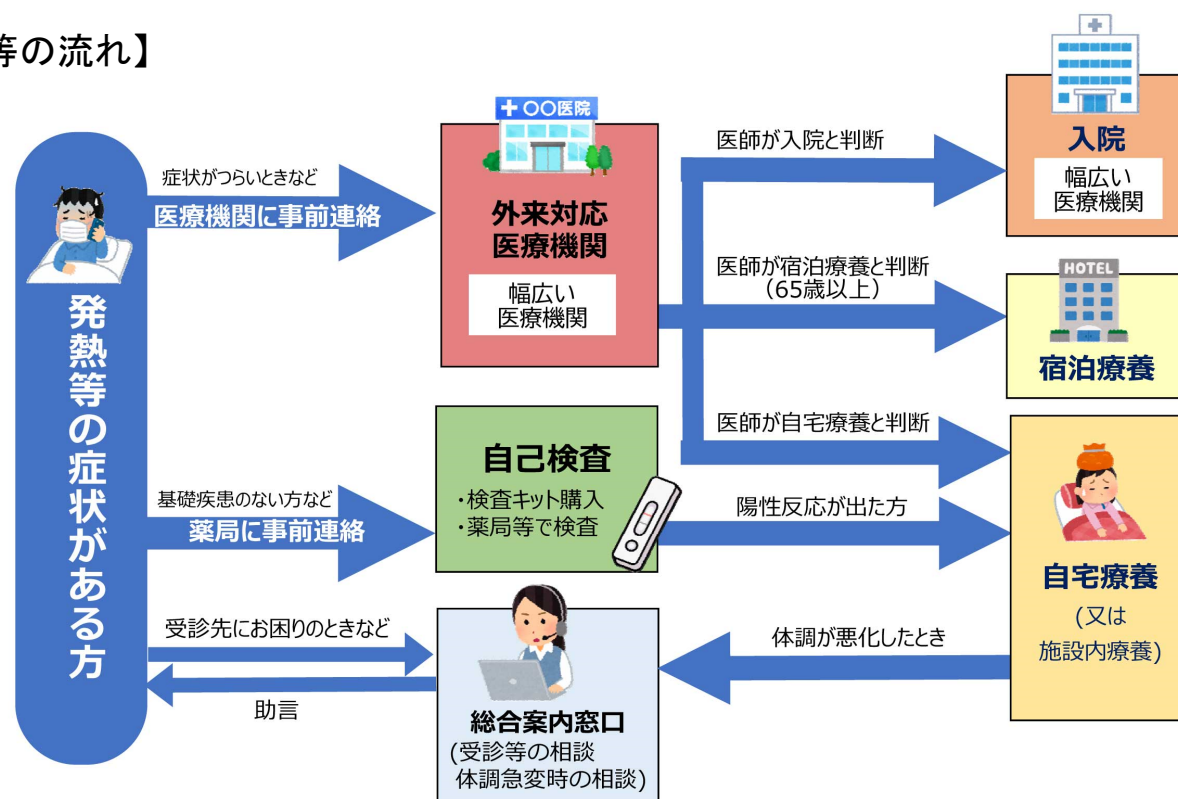
※5月8日以降、「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」へ名称変更

(4) 入院医療体制

新型コロナウイルス感染症以外の通常医療にも対応できるよう、重症度に応じて医療機関が入院先を判断し、県内全ての病院で入院患者を受け入れる体制

- 国の方針に基づき、これまでの最大入院者数（545人：R4.12.23）を受け入れる体制
- 比較的症状の軽い患者は全病院で受け入れ、症状が重く、専門的な治療を要する患者を受け入れる病床（確保病床）は引き続き確保
- 入院を要する患者は、医療機関間で入院調整を行う。
※9月末までは、より重症度の高い患者で、医療機関間で調整が困難な場合は行政がバックアップ

【5月8日以降の受診等の流れ】



(5) 高齢者施設等への対応

- 高齢者施設等で陽性者が発生した場合には、周囲の方や従事者に対して、保健所の判断により感染症法上の検査を実施
- 往診や電話等による相談、入院調整に対応できる医療機関を確保

(6) 感染状況の公表

- 感染者の全数把握の終了に伴い、日々の感染者の発生状況等の公表は終了
- 季節性インフルエンザの発生報告と同様の方法で毎週木曜日に前週分の発生動向を公表

2 県民への周知

(1) 新型コロナウイルスの基本的感染対策の考え方

○新型インフル特措法に基づく基本的対処方針は廃止

法律に基づき国や県が様々な要請・関与をしていく仕組み



個人の選択を尊重し、県民の自主的な取組をベースとしたもの

○今後、GWを迎え人流や交流が活発になることが予想されることから、引き続き基本的な感染対策への協力を呼びかけ。

(2) 新型コロナワクチンの接種

5月8日以降も自己負担なしで接種が可能

【接種時期等】

○春（5月8日～8月）：1・2回目の接種を終えた高齢者や5歳以上の基礎疾患を有する方、
医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の方

○秋（9月以降）：1・2回目の接種を終えた5歳以上の全ての方

※生後6か月から4歳以下の子どもの初回接種（1～3回目）は、令和6年3月末まで引き続き接種が可能
詳細は別紙7ページを参照

(3) 事業者に関する取組及びイベントの開催等

①事業者に関する取組

○事業者による「業種別ガイドライン」は廃止

○今後は、事業者の判断により感染対策や自主的な取組を実施

②イベントの開催等

○参加者数や収容率などの開催制限は廃止

(4) 学校での対応について

○出席停止期間の基準を変更

発症後 7 日経過 ⇒ 発症後 5 日経過かつ軽快後 1 日経過

3 5 類移行後の体制について

県の体制を次のとおり変更する。

(1) 対策本部の廃止

○新型インフル特措法に基づき設置している「秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部」は、特措法第 25 条の規定により、政府対策本部の廃止をもって廃止

(2) 移行後の体制

①名称

新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

②構成

○総 務 部：危機管理監、副危機管理監、総合防災課長 等

○健康福祉部：理事、部長、次長、福祉政策課長、感染症特別対策室長、保健・疾病対策課長 等

○その他部局：必要に応じて、危機管理監が参加を要請

③設置期間

○当面、本部会議廃止後から 9 月 30 日まで

○10 月 1 日以降の体制については、今後の感染状況や国の動向等を見極めながら 9 月末までに判断

④会議が担う業務

○継続的に行う業務

感染状況の把握：県感染症発生情報（週報）による感染状況の把握と分析

国との連絡調整：内閣官房、厚生労働省との連絡調整

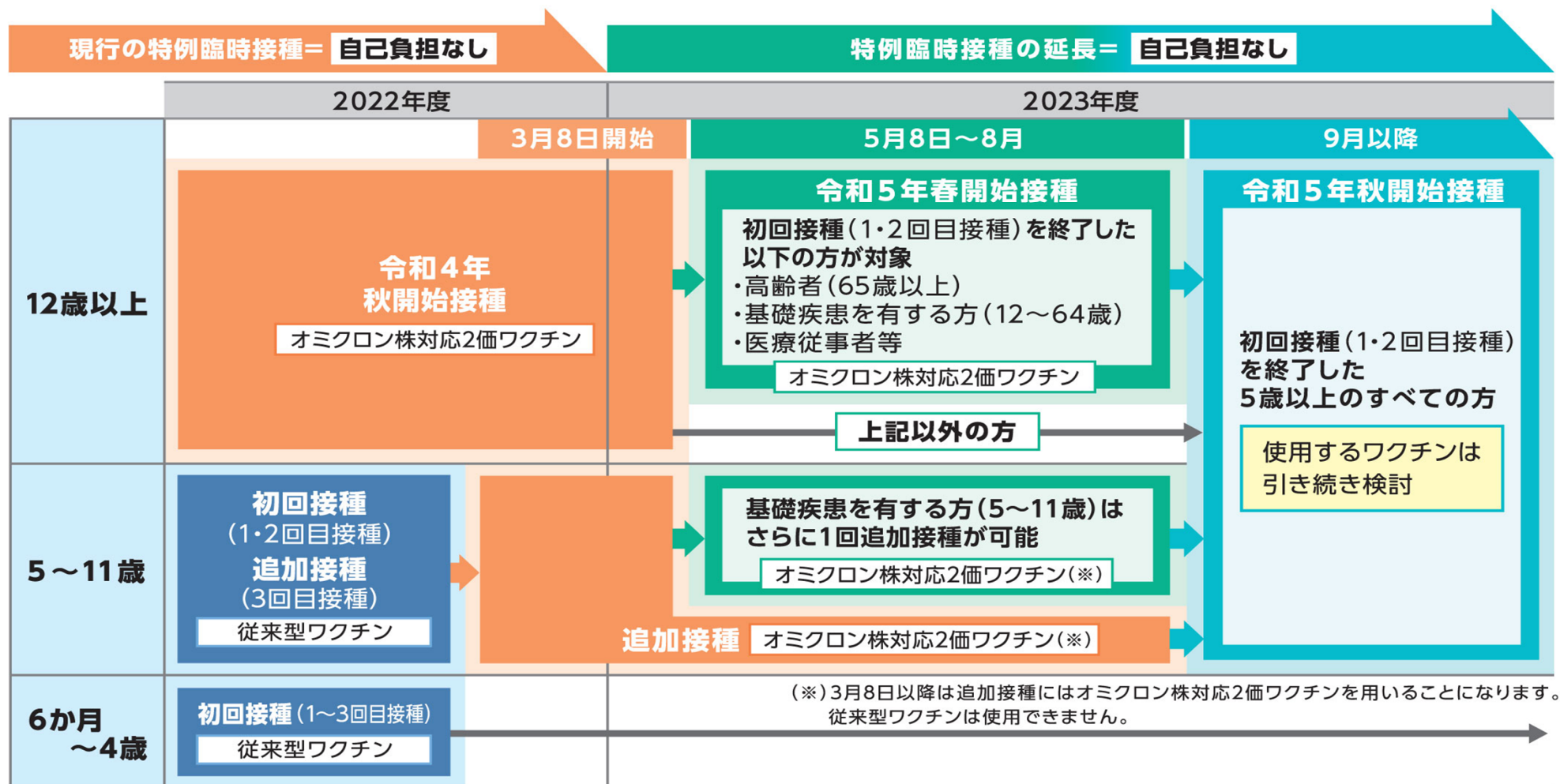
○必要に応じて行う業務

新型コロナウイルス対策：感染状況等を踏まえ、各部局と連携して各種対策を実施

その他：国への要望、WEBページでの周知・広報 等

新型コロナワクチン接種について

令和5年度も、新型コロナワクチンを接種できます。



(※) 3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。従来型ワクチンは使用できません。

注：接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

出典 厚生労働省資料リーフレット

※ワクチン接種は強制ではありません。接種を受けていない人を差別することのないようお願いします。

令和5年4月27日

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への位置付け変更後の対応について

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

位置付け変更後の基本的感染対策の考え方

現行

法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み



5月8日以降

個人の選択を尊重し、県民の皆様の自主的な取組を
基本としたもの

5月8日からの新型コロナ医療費等の変更点

医療費は自己負担ありの保険診療になります。

5月7日まで			5月8日から
検査キット配付事業			終了
外来	初診料など	自己負担あり	自己負担あり (保険診療)
	陽性判明後の治療	自己負担なし	自己負担あり (保険診療、高額 治療薬は自己負 担なし)
入院		自己負担なし	自己負担あり (保険診療、月 最大2万円の 軽減措置)

医療体制、患者等への対応の変更

5 類移行に伴う県民の不安に対応するため、24時間相談できる案内窓口を継続します。

		5月7日まで	5月8日から
医療体制	外来	特定の医療機関	幅広い医療機関
		受診できる医療機関名公表	
	入院	新型コロナの専門的治療を担う病院への入院	全ての病院での入院
患者等への対応	総合案内窓口（24時間体制）		※オンライン診療含む
	宿泊療養施設 ※ 3→県央1施設（入所者負担あり・隔離目的の入所終了）		
	検査キット配付・陽性者登録センター事業		終了
	自宅療養支援 （食料品配送・パルス計測器貸出等）		

外来体制の変更

幅広い医療機関での外来診療体制を目指します。

- **幅広い医療機関で診療**

内科、小児科、耳鼻科では、かかりつけであるか否かにかかわらず診療できる体制を目指します。

- **受診医療機関を探しやすく**

全ての外来対応医療機関を公表します。➡



24時間受付

総合案内窓口

質問の内容に応じた案内があります。
症状によっては、医師または看護師が対応します。

8時～17時

17時～翌8時

☎018-895-9176

☎018-866-7050

自動音声案内 ☎0570-011-567

ナビダイヤルで知りたい情報の番号を選択すると、ウェブサイトのURLが携帯電話にSMSで届きます（固定電話では利用できません）。

LINE相談

「新型コロナ対策パーソナルサポート」
必要な情報がLINEで受け取れます。



入院体制の変更

これまでの最大入院者数を全64病院で受け入れる体制にします。

- 5月7日まで：23病院、確保病床※272床 最大入院者数545人
(令和4年12月23日)

23病院、確保病床272床
軽症～重症

- 5月8日から：全64病院550床

全64病院、550床

21病院、確保病床130床
中等症Ⅱ、重症

※確保病床：入院に備えてあらかじめ空けて確保する病床

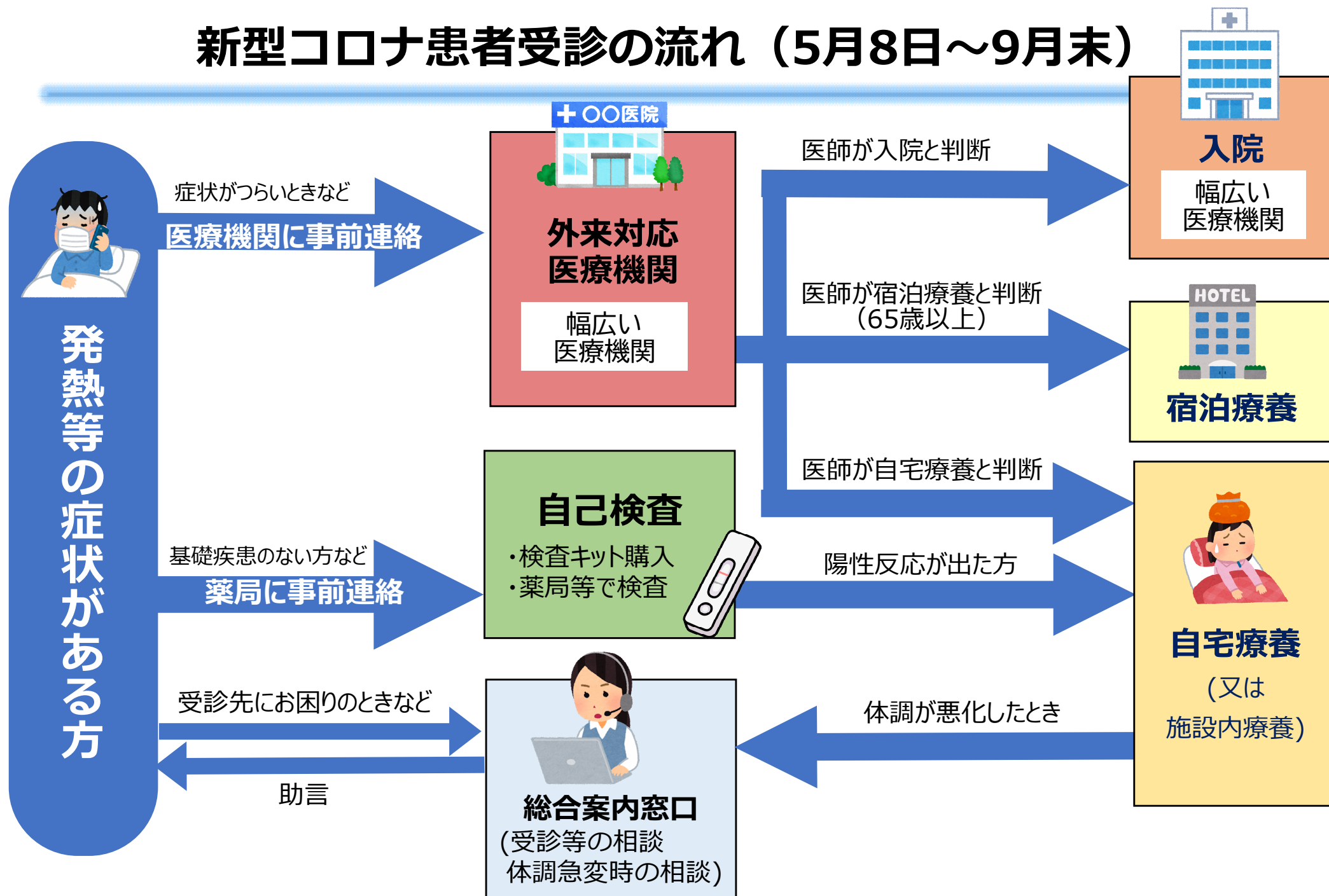
軽 症：肺炎なし

中等症Ⅰ：呼吸困難、肺炎

中等症Ⅱ：酸素投与が必要

重 症：集中治療室に入室、又は人工呼吸器が必要

新型コロナ患者受診の流れ（5月8日～9月末）



新型コロナワクチン接種

令和5年度も自己負担はありません。

対 象	春夏（5～8月）	秋冬（9～12月）
高齢者など重症化リスクの高い方や医療従事者など	○	○
上記以外の5歳以上の方		○

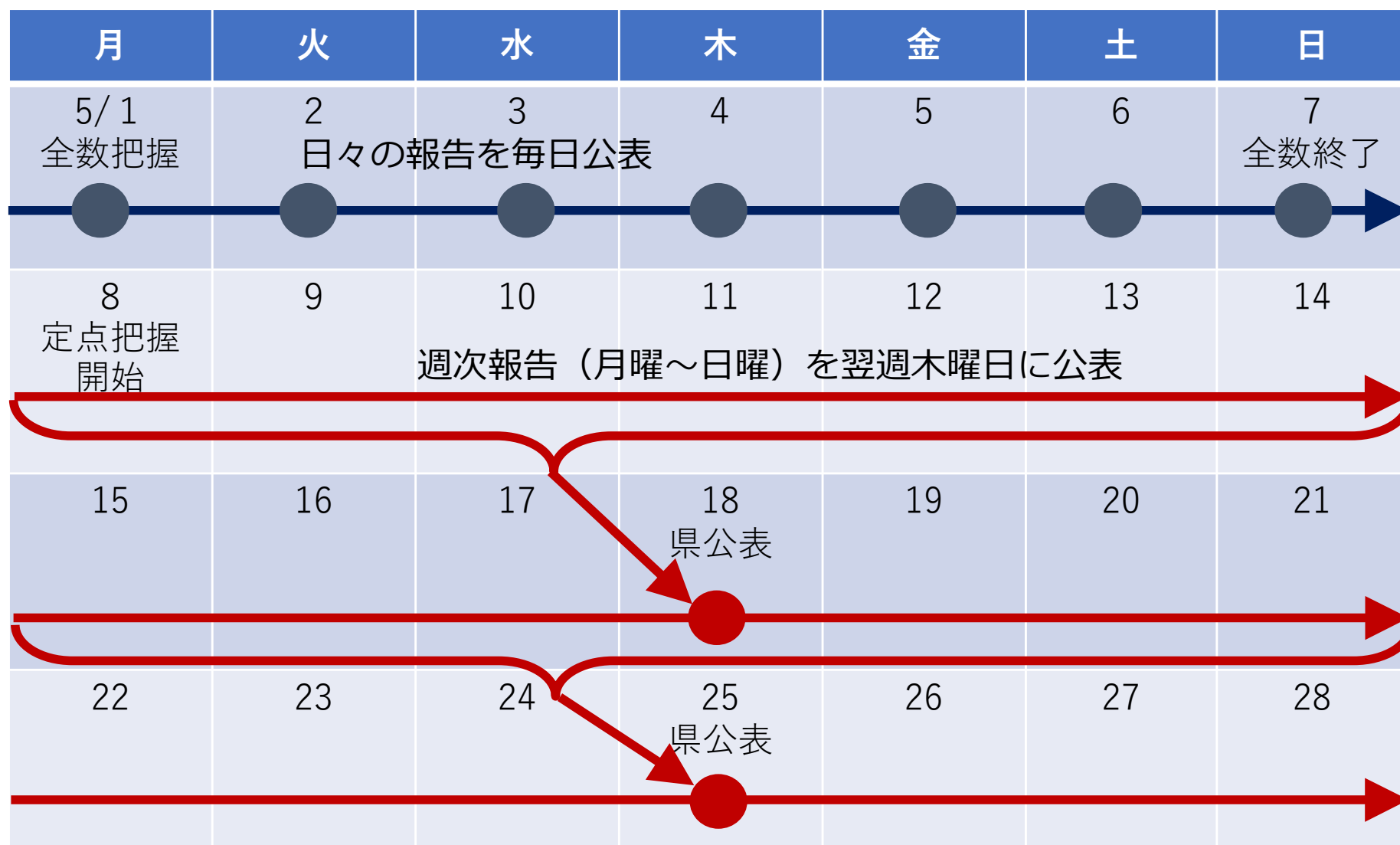
ワクチン接種は強制ではありません。
接種を受けていない人を差別することのないようお願いします。

新型コロナ
ワクチン情報



患者発生情報公表の変更

患者発生情報公表が毎日から週 1 回（毎週木曜日）になります。



新型コロナ患者の療養

5月8日から、感染症法に基づく外出自粛は求められません。

- 外出を控えるかどうかは、個人の判断になります。
- 「濃厚接触者」の特定はしません。

- 外出を控える推奨期間・周りの方への配慮

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
(例)5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
症状が 現れた日	症状が現れた日から5日間、かつ、 症状軽快後24時間が経過するまで					発症後10日が経過するまでマスク着用や、 重症化リスクのある方への接触を控える など配慮				

基本的な感染対策

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	着用は個人の判断に委ねることが基本 一定の場合にはマスク着用を推奨
換気	一律に求めることはしないが、引き続き有効
手洗い等の手指衛生	
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	一律に求めることはしないが、流行期において有効 (避けられない場合はマスク着用が有効)

マスク着用が推奨される場面

- 医療機関・薬局に受診等に行く時
- 医療機関や高齢者施設等に訪問する時
- 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時

発熱などの体調不良時の備え

検査キット・解熱鎮痛薬等を準備しましょう

- **新型コロナウイルス抗原定性検査キット**

「研究用」ではなく国が承認した「医療用」もしくは「一般用」のキットを準備してください。

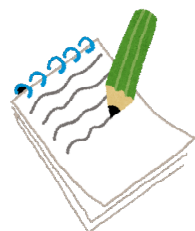


- **解熱鎮痛薬**

かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください。
体温計・日持ちする食料も用意しましょう。



- **連絡先の確認**



体調不良時に備えて連絡先を確認しておきましょう。



5 類移行に伴う変更等（その他）

	現行	5月8日以降
事業者に関する取組	業種別ガイドラインの作成・見直し等	業種別ガイドラインは廃止 事業者の判断や自主的取組
イベント開催制限	参加者数や収容率の制限	開催制限は廃止 自主的な感染対策の取組
学校での出席停止期間	発症した後 <u>7日を経過</u>	<u>5日を経過</u> し、かつ、 症状が軽快後1日を経過するまで

連休を迎え、人流や交流が活発になることが予想されることから、引き続き、基本的な感染対策をお願いします。

秋田県 新型コロナウイルス感染症
保健医療情報ポータルサイト

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/corona_portal



秋田県公式サイト
美の国あきたネット

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49784>



©2015秋田県 んだッチ